

広場遊具点検業務仕様書

- 業務実施場所 (1) 海神三丁目団地 海神三丁目団地広場 (船橋市海神3丁目28番)
 (2) 藤原団地 藤原北広場 (船橋市藤原2丁目6番)
 (3) 馬込町団地 馬込町団地広場 (船橋市馬込西2丁目12番)
 (4) 二宮第一団地 二宮団地広場 (船橋市二宮2丁目3番)
 (5) 二宮第二団地 二宮第二団地広場 (船橋市二宮2丁目35番)
 (6) 二和東第二団地 二和若竹広場 (船橋市二和東5丁目61番)

① 業務の目的	各広場における遊具が安全に使用できるよう、定期点検を行う。																						
② 点検遊具	<ul style="list-style-type: none"> ・単体遊具A (各広場により異なる) ブランコ柵・鉄棒・スプリング×2・リンク・砂場 ・単体遊具B (各広場により異なる) 2人ブランコ・スベリ台 ・単体遊具C (二和若竹広場のみ) 4人ブランコ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">海神三丁目団地広場</td> <td>ぶらんこ×1 ぶらんこ柵×1 鉄棒×1 すべり台×1 スプリング うさぎ×1、 うま×1 ロッキンハッピー×1 砂場×1</td> </tr> <tr> <td>馬込町団地広場</td> <td>ぶらんこ×1 ぶらんこ柵×1 鉄棒×1</td> </tr> <tr> <td>二宮団地広場</td> <td>ぶらんこ×1 ぶらんこ柵×1 鉄棒×1 砂場×1</td> </tr> <tr> <td>二宮第二団地広場</td> <td>ぶらんこ×1 ぶらんこ柵×1 鉄棒×1 すべり台×1 砂場×1</td> </tr> <tr> <td>滝台町団地広場</td> <td>砂場</td> </tr> <tr> <td>薬円台団地広場</td> <td>砂場</td> </tr> <tr> <td>二和東第一団地広場</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>二和若竹広場</td> <td>ぶらんこ×1 (4列) ぶらんこ柵×1 すべり台×1 スプリング うさぎ×1、 うま×1 砂場×1</td> </tr> <tr> <td>大穴南団地広場</td> <td>砂場</td> </tr> <tr> <td>三山団地広場</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>藤原北広場</td> <td>ぶらんこ×1 ぶらんこ柵×1 鉄棒×1 砂場×1</td> </tr> </table>	海神三丁目団地広場	ぶらんこ×1 ぶらんこ柵×1 鉄棒×1 すべり台×1 スプリング うさぎ×1、 うま×1 ロッキンハッピー×1 砂場×1	馬込町団地広場	ぶらんこ×1 ぶらんこ柵×1 鉄棒×1	二宮団地広場	ぶらんこ×1 ぶらんこ柵×1 鉄棒×1 砂場×1	二宮第二団地広場	ぶらんこ×1 ぶらんこ柵×1 鉄棒×1 すべり台×1 砂場×1	滝台町団地広場	砂場	薬円台団地広場	砂場	二和東第一団地広場	—	二和若竹広場	ぶらんこ×1 (4列) ぶらんこ柵×1 すべり台×1 スプリング うさぎ×1、 うま×1 砂場×1	大穴南団地広場	砂場	三山団地広場	—	藤原北広場	ぶらんこ×1 ぶらんこ柵×1 鉄棒×1 砂場×1
海神三丁目団地広場	ぶらんこ×1 ぶらんこ柵×1 鉄棒×1 すべり台×1 スプリング うさぎ×1、 うま×1 ロッキンハッピー×1 砂場×1																						
馬込町団地広場	ぶらんこ×1 ぶらんこ柵×1 鉄棒×1																						
二宮団地広場	ぶらんこ×1 ぶらんこ柵×1 鉄棒×1 砂場×1																						
二宮第二団地広場	ぶらんこ×1 ぶらんこ柵×1 鉄棒×1 すべり台×1 砂場×1																						
滝台町団地広場	砂場																						
薬円台団地広場	砂場																						
二和東第一団地広場	—																						
二和若竹広場	ぶらんこ×1 (4列) ぶらんこ柵×1 すべり台×1 スプリング うさぎ×1、 うま×1 砂場×1																						
大穴南団地広場	砂場																						
三山団地広場	—																						
藤原北広場	ぶらんこ×1 ぶらんこ柵×1 鉄棒×1 砂場×1																						
③ 業務の頻度	年1回実施する。																						
④ 点検内容	遊具の安全に関する基準に基づき現場にて各種点検を行う																						

<p>⑤ その他、契約の条件となる主な事項</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 作業に要する設備・機材・消耗品等の負担区分すべて指定管理者の負担とする。・ 実施日時の決定及び周知 <p>点検を実施する日時は、当該市営住宅入居者になるべく支障のない日時とし、必要に応じて住宅政策課との打合せの上決定する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 点検の結果、対応が必要な不備が発生した場合には遅滞なく対応すること・ その他 <p>この仕様書に規定されていない事項について疑義が生じた場合は、住宅政策課と相談の上決定するものとする。</p>
---------------------------	--